

公募内容説明書

釧路環状線道路改良工事（武佐大橋上部架設工）に係る公募型指名競争入札（以下「入札」という。）の公募内容は次のとおりとする。

平成19年4月27日

北海道釧路支庁長

1 入札に付する工事の内容

- (1) 工事名 釧路環状線道路改良工事（武佐大橋上部架設工）
- (2) 工事場所 釧路市
- (3) 工期 契約締結日の翌日から平成20年3月28日まで
- (4) 工事の概要 別紙のとおり
- (5) 本工事は、公募型指名競争入札参加申請書提出の際に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価方式の試行工事である。

2 応募者に必要な要件

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体であって、主な要件は次のとおりとする。

ア 共同企業体の構成員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北海道における鋼橋上部工事の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。

ウ 共同企業体及びその構成員は、入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者(指名停止を受けている場合においては、公募期間中にその停止の期間が経過している者を含む。)であること。

エ 共同企業体及びその構成員は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

オ 共同企業体の構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、北海道内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有する者であること。

カ 共同企業体の構成員は、本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。

キ 過去15年間(平成4年度以降)に、木工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を、2社JVは全社、3社JVは2社以上が有する者であること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ク 共同企業体の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

また、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

コ 共同企業体の構成員は、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人脈面において関連がある建設業者でないこと。

サ 構成員の数は、2社又は3社であること。

シ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

ス 構成員の組み合わせは、北海道における鋼橋上部工事の競争入札参加資格の格付けが A 等級同士の組み合わせであること。

セ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

ソ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第 4 条第 2 項に該当しない。

イ) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ハ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(イ)又は(ロ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

タ 材料の品質管理及び施工上の課題に対する技術的所見が適正であること

3 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、公募型指名競争入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事実績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写し））

ウ 技術提案書

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、その都度提出すること。）

オ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（既に、本工事の請負を目的とした特定建設工事共同企業体として、北海道における鋼橋上部工事の競争入札参加資格を有する場合は除く。）

カ その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

(2) 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 材料の品質管理に対する技術的所見	① 完成後の橋面仕上げ精度をあげるために、ベント撤去時、架設完了時等にキャンパーの確認が必要である。キャンパー管理等に対する技術的所見を記載する。 ② 記載様式は様式-2とする。
(2) 施工上の課題に対する技術的所見	① P6橋脚とP7橋脚の間の上空に北海道電力の高圧線があるため、桁等の架設にあたってその施工に配慮を要する。高圧線対策に対する技術的所見を記載する。 ② 記載様式は様式-3とする。
(3) 企業の施工能力	① 各土木現業所及び建設部建築局が所管する工事の当該工事資格における前年及び前々年に完成した工事の工事施行成績評定結果。 ② 過去2年間の北海道建設部工事等優秀業者表彰(知事感謝状)の有無。 ③ ISOマネジメントシステムの取得の有無 ④ 記載様式は様式-5
(4) 配置予定技術者の能力	① 現場代理人及び主任(監理)技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。 また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。 ② 主任(監理)技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とする。ここで、同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号で定めている者とする。 また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。 なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。 ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者 ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者 ③ 記入要領 ・氏名：氏名を記入する。 ・資格：保有資格を記入する。(複数ある場合、複数記入) ・工事名称：受注工事名とする。 ・発注機関名：具体的に記入する。 ・施工場所：具体的に記入する。 ・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記入(切り捨て) ・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入 ・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。 ④ その他 ・記載内容を証明する資料として、配置予定技術者に係る資格者証等の写しを提出すること。 ・監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。 ⑤ 記載様式は様式-6とする。
(5) 地域精通度	① 当該工事箇所と同じ地域での各土木現業所及び建設部建築局発注工事の施工実績として、地域精通度に関する調査を提出すること。 ② 記入要領等 ・過去5年間の工事箇所と同じ地域(各土木現業所出張所管内)での施工実績(工事が完成し、引渡済みのものに限る。)の内、最大の規模の工事1件について記載すること。 ・受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。 ・工事施工実績を証明するものとして、契約書等の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写し契約書等の写しを添付すること。 ③ 当該工事箇所の最寄(本・支店)営業所名。 ④ 記載様式は様式-7とする。

(3) 提出期間

平成19年4月27日(金)から平成19年5月11日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(5) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
なお、技術提案は封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出すること。

(6) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出された資料の変更は認めない。

4 入札参加者の指名

入札参加者は、申請者の中から、指名選考委員会において選考し、その結果を申請書の提出期限の日から概ね30日以内に書面により通知するものとする。

5 指名されなかった者に対する理由の説明

(1) 指名されなかった者(以下「非指名者」という。)は、非指名の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面により指名されなかった理由を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 理由は、理由を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

(3) 非指名者は、回答のあったその理由について、回答のあった日の翌日から起算して5日以内に書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(4) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

6 落札者の決定方法

(1) 入札の方法及び落札者の決定

ア 入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の1Cの2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)の落札者決定基準により算出した数値(以下「評価値」という。)が最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法等

別記の落札者決定基準による。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 図面、仕様書等(以下「設計図面等」という。)の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図面等を閲覧することができるほか、入札参加申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間 平成19年4月27日(金)から平成19年6月13日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 北海道釧路土木現業所 3階閲覧室

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間 平成19年4月27日(金)から平成19年6月8日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成19年5月1日(火)から平成19年6月13日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 北海道釧路土木現業所 3階閲覧室

9 支払条件

(1) 前金払 契約金額の4割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払 契約金額の2割に相当する額以内とする。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、

契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

- (3) 部分払 2回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

10 契約書作成の要否

必要とする。

11 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者は、その理由について、平成19年6月28日(木)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

- (2) 決定期限の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

12 再苦情申立て

- (1) 非指名者に対する理由の説明に不服がある者は、非指名者に対する理由の説明の日の翌日から起算して7日以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 再苦情申立てに関する審議は、建設部再苦情処理委員会が行う。

- (3) 書面の提出先及び再苦情申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。

釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

13 ペナルティ

- (1) 受注者の責により、技術提案を履行できない場合は、最高8点を工事施行成績評定点から減点するものとする。

- (2) 施工計画の内容を履行できなかった場合で、入札時より評価が下がる場合には、履行状況により最大5点を減点するものとする。また、配置予定技術者がやむを得ない理由により交代し、入札時に評価した資格よりも劣り、評価が下がる場合には3点を減点するものとする。

14 その他

その他入札に関し不明な点は、北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課(電話0154-23-9122)に照会すること。

【標準公募内容説明書別記例】

公募内容説明書「2 応募に必要な要件」の説明

2の力関係

本工事に対応する建設業法の許可業種は、鋼構造物工事業です。

2ののキ関係

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、延長50m以上の鋼橋架設工を施工した工事です。

2のク関係

- ① 国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。))の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者(土木技術者に限る。)です。
- ② 監理技術者は、①の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

2のコ関係

本工事に係る設計業務等の受託者は、(株)ドーコンです。当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の①又は②に該当する者です。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

2のソ関係

人的関係の対象となる取締役とは、次の①、②又は③に該当する者です。

- ① 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ② 取締役(社外取締役及び委員会設置会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。)の取締役を除く。)
- ③ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

工 事 概 要 書

- 1 工 事 名 新築環状線道路改良工事（武佐大橋上部架設工）
- 2 工事場所 桐蔭市
- 3 工事概要 $L=473\text{m}$ $W=6.5+2.5\text{m}$
架設重量 $W=1650\text{t}$
ゴム支承 $N=55$ 個
ゴム製伸縮装置 $N=2$ 基

別記

落札者決定基準

工事名：釧路環状線道路改良工事（武佐大橋上部架設工）

1 落札者の決定方法

本工事は、次の方法により技術提案及び価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

(1) 技術提案の評価

技術提案の評価は、入札参加資格を有する者には標準点を付与し、提案内容により下表に基づき加算点を付与する。

なお、標準点は100点とし、加算点の最高点数は13点とする。

評価項目		評価基準	配点		
施工計画	①材料の品質管理に係わる技術的所見	完成後の橋面仕上げ精度をあげるために、	優	4.0	
		ペント撤去時、架設完了時等にキャンバーの確認が必要である。キャンバー管理等に対する技術的所見を記載する。	良 可		1.0 0.0
	②施工上の誤題に対する技術的所見	P6橋脚とP7橋脚の間の上空に北海道電力の高圧線があるため、桁等の架設にあたってその施工に配慮を要する。高圧線対策に対する技術的所見を記載する。	優		2.0
			良 可		1.0 0.0
企業の施工能力	当該工事資格での過去2年間の北海道発注工事の成績の平均点	88点以上	4.0	4.0	
		86点以上88点未満	3.0		
		84点以上86点未満	2.0		
		82点以上84点未満	1.0		
		82点未満	0.0		
	当該工事資格における過去2年間の北海道優良工事表彰の有無	表彰あり	1.0	1.0	
		表彰なし	0.0		
ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001及び14001を取得	1.0	1.0		
	ISO9001を取得	0.5			
	上記以外	0.0			
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	一級土木施工管理技士（技術士を有する）	1.0	1.0	
		一級土木施工管理技士	0.5		
		二級土木施工管理技士等上記以外	0.0		
地域精通度	本支店、営業所の所在地（共同企業体の場合は構成員いずれか1者）	工事箇所と同じ土木現業所管内	1.0	1.0	
		工事箇所の土木現業所管内に隣接する土木現業所管内	0.5		
		道内	0.0		
	過去5年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	有り（工事箇所と土木現業所出張所等管内）	1.0		1.0
無し	0.0				
計（満点）				13.0	

※注1 共同企業体の評価方法について

- ①工事施行成績は構成員の単純平均とする。施行成績の無い構成員は65点として計算する。
- ②表彰による評価は平成17年度及び平成18年度に一般土木工事（舗装・鋼橋上部含む）において受賞した建設部工事等優秀業者感謝状による表彰とし、構成員が該

当すれば評価する。

③地域精通度は、構成員の評価値の最高点を採用する。

2 工事施行成績評定結果の評価は、平成17年1月1日～平成18年12月31日までに完成した工事を対象とし、競争入札参加資格ごとの平均点とする。

なお、共同企業体の工事施行成績評定は、各構成員の評価とし、乙型共同企業体では、分担した工事の資格の評価とする。平均点は少数第1位を四捨五入し、整数とする。

3 配置予定技術者の評価基準において、1.0点の配点は一級土木施工管理技士と技術士（建設部門）の両方の資格を持っている技術者。

4 地域精通度の評価について

①本支店、営業所とは建設業法第3条1項に該当する営業所とする。

②過去5年間の施工実績とは、平成14年4月1日以降に完成し引渡を完了した工事とする。

③過去5年間の工事箇所と同じ地域での施工実績（工事箇所と土木現業所出張所等管内）とは、銚路市（旧阿寒町、旧音別町を含む）、鶴居村、白糠町での施工実績とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、(1)によって得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

総合評価の算定式

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

※ 評価値は定数を乗じ1の位になるよう表示する（例：1.806×10⁻⁷）

(3) 落札者の決定

ア 地方自治法施行令167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

イ アの評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 責任の所在

発注者が技術提案を適正と認め、工事施行において請負者がこれを採用した場合においても、技術提案に係る施工に関する請負者の責任は軽減されるものではない。

3 技術提案に係る検査

施工計画に係る技術提案については、工事完了後において履行状況について検査を行う。

4 技術提案に係るペナルティ

技術提案について、受注者が自らの責により提案を遵守することが出来ない場合は、最大8点を工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は以下のとおりとする。

なる、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 施工計画

受注者の責により、入札時に評価した施工計画を履行できなかった場合は、工事成績評

定の項目別評定点の評定点合計から最大5点を減点する。

(2) 配置予定技術者

配置予定技術者が以下に該当する場合については、工事成績評定の項目別評定点の評定点合計から減点する。

イ 減点数は3.0点とする。

ロ 交代した技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に減点を行う。なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職するなど、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点を行う。